

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当)
に当たるときは、
その翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規

則 鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正す

る規則 鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正

する規則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例の一部の施行期日を定める規則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一

◇告 示 字の区域の変更等

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業計画の決定(二件)

土地改良法による換地処分

◇告 告 解除予定の保安林(二件)

宅地建物取引主任者証の交付等を受けようとする者が受
講しなければならぬ講習の指定
宅地建物取引主任者資格試験の実施

規 則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年五月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十一号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項及び第九項中「年三パーセント」を「年二・五パーセント」に改める。

附則第三項中「年二・五パーセント」とあるのは「年三・五パーセント」を「年二パーセント」とあるのは「年三パーセント」に、「年一・五パーセント」とあるのは「年二・五パーセント」を「年一パーセント」とあるのは「年二パーセント」に改める。

附則第四項中「年一・五パーセント」とあるのは「年二・五パーセント」を「年一パーセント」とあるのは「年二パーセント」に改める。別表中「年二・五パーセント」を「年二パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年一パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の規定は、昭和五十六年五月七日から適用する。
- 3 昭和五十六年五月七日前において改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年五月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十二号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一号中「年六・五パーセント」を「年六パーセント」に改め、同表の第三号中「年七パーセント」を「年六・五パーセント」に改める。

別表第二の第二号中「年三パーセント」を「年二・五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の規定は、昭和五十六年五月七日から適用する。
- 3 昭和五十六年五月七日前において改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年五月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十三号

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則（昭和四十一年十一月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「年四・二五パーセント」を「年四パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の規定は、昭和五十六年五月七日から適用する。
- 3 昭和五十六年五月七日前において改正前の鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農村青年経営安定資金については、なお従前の例による。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十六年五月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十四号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十六年三月鳥取県条例第四号）中別表第一の第二種県営住宅の表の改正規定のうち緑町第一団地、法勝寺第一団地及び法勝寺第二団地に関する部分並びに別表第二の表の改正規定のうち法勝寺第一団地及び法勝寺第二団

地に関する部分の施行期日は、昭和五十六年五月二十九日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年五月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十五号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第二種県営住宅の表中 緑町第一 三、七〇〇円 を削

り、 法勝寺 を 法勝寺第一 に、 みどり 二二、

八〇〇円	を	みどり	二二、八〇〇円
		法勝寺第二	二二、一〇〇円
			に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鹿野町長から字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による来日地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年五月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十五年十月六日現在の地番による。）
大字鷲峯字辻堂	大字鷲峯字辻堂のうち四〇の二、四一の二及び四二以外の区域
大字鷲峯字會下谷	大字鷲峯字會下谷のうち一六四以外の区域
大字鷲峯字深谷	大字鷲峯字深谷のうち一六五の一、一六五の二、一六六の一、一六六の二、一六七、一六八の一の一部、一六八の二、一六九の一、一六九の二、一七〇から一七四まで、一七五の一から一七五の三まで、一七六の一部、一七七の一の一部、一七七の二の一部、一七八の二の一部、一八二の

大字鷲峯字深谷下河原	一部、一八三の一部、一八七の二の一部、一八七の五、一八九、一九〇、一九一の二の一部、一九一の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字鷲峯字辻堂四〇の二、四一の二及び四二、大字鷲峯字深谷下河原二〇七の二の一部、二〇九の一の一部、二〇九の二の一部、二一〇の一、二一一の一、二二二の一、二二二の二、二二三、二二四の一、二二四の二、二二四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字鷲峯字下深谷二一五の一部、二一六の一部、二一九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字鷲峯字西深谷	大字鷲峯字西深谷のうち二二〇の一の一部、二二一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字鷲峯字深谷下河原二〇七の二の一部、二〇八、二〇九の二の一部、二〇九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字鷲峯字下深谷二一九の二の一部及び二一九の三の一部、大字鷲峯字中深谷二一九の二の一部、二二〇の二の一部、二二一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字鷲峯字後谷下夕三六九の一部、三七〇の一部、三七一の一部、三七二、三七三及びこれらと一体をなす国有地並びに大字鷲峯字天王口三七四の一、三七五の二の一部、三七七の一部、三七八の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字鷲峯字中深谷	大字鷲峯字中深谷のうち二二九の一部、二三〇の一部、二三一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字鷲峯字下深谷二一八の二の一部、二一九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字鷲峯字西深谷二二〇の

<p>大字鷺峯字深谷 敷ノ下</p> <p>一の一部分、二二一の一部分及びこれらと一体をなす国有地、大字鷺峯字深谷敷ノ下二四一から二四五まで、二四六の一、二四六の二の一部分、二四七、二四八の一部分、二四九の一部分及びこれらと一体をなす国有地、大字鷺峯字後谷下タ三六八、三六九の一部分、三七〇の一部分、三七一の一部分、三七一の一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字鷺峯字天王口三七八の一部分及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字鷺峯字深谷敷ノ下のうち二四一から二四五まで、二四六の一、二四六の二の一部分、二四七、二四八の一部分、二四九の一部分及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字鷺峯字會下谷一六四、大字鷺峯字深谷一六五の一、一六五の二、一六六の一、一六六の二、一六七、一六八の一部分、一六八の二、一六九の一、一六九の二、一七〇から一七四まで、一七五の二から一七五の三まで、一七六の一部分、一七七の一部分、一七七の二の一部分、一七八の二の一部分、一八二の一部分、一八三の一部分、一八七の一部分、一八七の二の一部分、一八七の五、一八九、一九〇、一九一の一部分、一九一の二の一部分、一九一の三及びこれらと一体をなす国有地、大字鷺峯字下深谷二一五の一部分、二一六の一部分、二一七の一、二一七の二、二一八の一部分、二一八の二、二一九の一部分、二一九の二の一部分及びこれらと一体をなす国有地並びに大字鷺峯字屋坂谷二七三の一部分及び二七六の一部分</p>	<p>大字鷺峯字屋坂谷のうち二七三の一部分及び二七六の一部分以外の区域</p> <p>大字鷺峯字天王口のうち三七四の一、三七五の一部分、三七七の一部分、三七八の一部分及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字鷺峯字宮ノ前</p> <p>大字鷺峯字宮ノ前の全域、大字鷺峯字下來ル日田三九六の一部分、三九七の一、三九七の二、三九八の一部分、四〇六</p>
<p>大字鷺峯字下來ル日田</p> <p>一の一部分、四〇六の二の一部分、四〇七の一部分、四〇八、四〇九の一部分、四一〇の一部分及びこれらと一体をなす国有地、大字鷺峯字石田四一八の二から四一八の五まで、四一九の一、四二〇の二の一部分、四二〇の三の一部分、四二一の一部分、四二二の一部分及びこれらと一体をなす国有地、大字鷺峯字來ル日田四三〇の一部分並びに大字鷺峯字赤坂一五二九の三の一部分</p>	<p>大字鷺峯字石田</p> <p>大字鷺峯字石田のうち四一八の二から四一八の五まで、四一九の一、四二〇の二、四二〇の三、四二一の二、四二二の二、四二三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四二三の三及び四二三の四と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字鷺峯字出口</p> <p>大字鷺峯字出口の全域、大字鷺峯字下來ル日田四一〇の一部分、大字鷺峯字石田四二〇の二の一部分、四二一の二の一部分、四二二の二の一部分、四二三の二及びこれらと一体をなす国有地、四二三の三及び四二三の四と一体をなす国有地、四三三から四三七まで、四四一の二の一部分、四四二の一部分、四四三の一部分、四四五の一部分及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字鷺峯字下來ル日田</p> <p>大字鷺峯字下來ル日田のうち三九六の一部分、三九七の二、三九八の一部分、四〇六の二の一部分、四〇七の一部分、四〇八、四〇九の一部分、四一〇の一部分、四一一の二の一部分、四一一の三の一部分、四一一の四の一部分、四一二の二から四一二の三まで、四一三の二、四一三の三、四一四、四一五、四一六の二、四一六の三、四一七の二、四一七の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字鷺峯字金子谷口四四七の二の一部分及び四四七の三</p>

名和町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十四日付けで倉吉市清谷五九七番地鹿田旨男ほか十五人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（第二大平地区農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年五月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年五月三十日から二十日間

三 縦覧に供す場所

倉吉市役所、東郷町役場及び羽合町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鹿野町から同町が行う土地改良事業に係る来日地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年五月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百二十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年五月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市瀬田蔵字五反田二六六の八

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第五百二十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年五月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町丸山字大林山一二八六の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

無線施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百二十五号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二十二條の二第

二項（同法第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、宅地建物取引主任者証の交付又はその有効期間の更新を受けようとする者が受講しなければならない講習を次のとおり指定する。

昭和五十六年五月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

社団法人鳥取県宅地建物取引業協会が実施する宅地建物取引業法施行規則（昭和三十三年建設省令第十二号）第十四條の十七第二号及び第三号に該当する講習

公 告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条第1項の規定により、昭和56年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

昭和56年 5 月 29 日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時

昭和56年10月18日（日）午後1時から午後3時まで

2 試験の場所

鳥取市生山111 鳥取県立鳥取工業高等学校

3 試験の内容

(1) 内容 おおむね次の事項について行う。

ア 土地の形質、地質、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

ること。

ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

(2) 出題法令の適用期日

昭和56年4月1日現在施行されている法令

4 試験の方法及び出題数

(1) 方法 四択択一式の筆記試験による。

(2) 出題数 50問

5 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者

(2) 宅地又は建物の取引に関し2年以上の実務の経験を有する者

(3) 知事が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

6 受験申込み

(1) 申込期間

昭和56年8月31日(月)から同年9月4日(金)まで

(2) 申込受付場所

鳥取県鳥取土木出張所、鳥取県倉吉土木出張所又は鳥取県米子土木出張所

7 合格者の発表

昭和56年11月27日(金)に鳥取県公報に公告するとともに、合格者にその旨を通知する。

8 その他

詳細については、鳥取県土木部建築課、鳥取県鳥取土木出張所、鳥取県倉吉土木出張所又は鳥取県米子土木出張所に問い合わせること。